

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年1月7日（木）16時00分～17時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 買受適格証明願(農地法3条)による意見の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分の利用権の解除について

第2号 農用地利用配分計画の認可について

第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	網城 修
主幹・農地係長	石井 良市
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	池畠 聰哉

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第1回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、6番 石井委員、7番 安西委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

説明に入る前に、担当の農水産課職員をご紹介します。農政係の中山副課長と山口主査です。

案件は、農振農用地の除外申立てが1件です。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」に基づき、館山市長より、この原案に対する農業委員会の意見を求められたため、本日午後1時30分より小委員会を開催し、審議を行いました。

小委員会では、説明を受けた後、現地調査を行い、審議し、農地法の観点から判断した結果、除外1件について「承認」という意見としました。

それでは、農水産課より、詳しい説明をお願いします。

農水産課主査

農水産課の山口です。よろしくお願いします。それでは、座らせて説明させていただきます。

館山市農業振興地域整備計画の変更についてですが、一般的には農用地の除外のことを言います。館山市が優良農地の確保・保全に努めるため、特に農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定し、「農業振興地域整備計画」を策定しています。農用地を除外するにあたり、農業振興地域整備計画を変更するものです。

農用地除外の申立の受付の締め切りは、年2回あり、6月15日と

12月15日ですが、今回は、12月15日に締切った農用地除外申立1件の説明をさせていただきます。

農振農用地の除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法において定められている要件をすべて満たすとともに、農地法など他法令の許認可見込みの有無を確認することが要件となっています。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業振興地域計画を変更するときは、農業委員会の意見を聴くものとなるとなっていますので、先日農業委員会会长に意見の提出をお願いし、本日委員の皆様にご足労いただいた所でございます。

それでは、お手元の資料にしたがいまして、説明したいと思います。

まず、1枚目をめくっていただき、農用地除外申立一覧をご覧ください。

除外案件1につきまして、ご説明させていただきます。

申請者は、館山市長です。

申請地は、館山市西川名字黒部928番、現況地目は山林、地積は1,201m<sup>2</sup>です。計画内容は、非農地として除外するものです。

今回特殊なケースなので、これまでの経緯につきまして、ご説明いたします。

まず、11月下旬ごろ、キャンプ場を開設したい、区画は3区画、管理棟なども建設したいとの相談がありました。農振農用地区域内でした。

次に農地転用できるかについて農業委員会で現地確認を行ったところ、長年耕作されておらず、竹が伐採されていました。パソコン上、一番古いH18.1.1現在の航空写真をみると、すでに荒地の状況となっていました。

その後、農業委員会で調査した所、別の業者により登記簿の地目が9月下旬に畑から山林に変更となっていたことが判明しました。この地目変更により、農地でなくなったため、農地法の適用はなくなりました。

以上のことから、農振農用地には入っているが、農地法の適用がなくなったことから、県に相談しました。

その結果、キャンプ場としての利用目的で除外するのではなく、長年耕作されておらず、あくまで非農地として、市で除外するよう指示があったため、このような形となりました。

1ページめくっていただき、2ページが位置図、3ページは、周辺土地利用状況図で網掛けの部分が今回除外する場所です。4ページが公図の写しとなっております。

以上で農水産課の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。  
小委員会の決定どおり、農振農用地除外の1件について、「承認」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。  
(挙手全員)

承認とする者全員と認め「承認」として決定いたします。

以上で農振除外関係の審議を終了します。  
ここで農水産課職員は退席します。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
資料の2ページ、整理番号1について審議します。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事 整理番号1 所在地は 浜田 中珊瑚 209番1、登記地目、現況地目共に畠で 257 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。  
譲渡人は横浜市にお住まいの 63歳の方、譲受人は市内浜田にお住まいの 74歳の方です。  
事由としては、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないため、譲り渡します。  
譲受人は自宅に近く利便性のよいこの農地を取得してトマト、なす、きゅうり等を栽培し農業経営の拡大を図ります。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。  
まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。  
次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。  
第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしております、該当しません  
なお、市外で営農している方ですので、居住地の農業委員会による「農業経営の実態証明」にて確認しております。  
また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長 説明が終わりました。  
質問、意見等ございますか。  
質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。  
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求め

ます。賛成の農業委員は、挙手を願います。  
(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。  
資料の3ページ、整理番号1について審議します。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事 整理番号1 こちらは、次ページの整理番号2~5に関係します。  
当初事業計画者の譲渡人の方が、都合により実施できなかった資材置場を建設するという事業計画を変更し、譲受人の方が次ページの整理番号2~5において専用住宅を建築するための駐車場部分を建設することになりました。

議長 説明が終わりました。  
整理番号1については、当初の資材置場を建設しようとした計画を、駐車場の建設に変更するものです。  
8番委員、ご意見等ございますか。

8番委員 特に問題無いと思います。  
該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員 現地確認しましたが、別に問題無いと思います。  
議長 その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。  
事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。  
(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
資料の4ページ、整理番号1から5について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 下真倉 坂田川 567 番 2、登記地目、田、現況地目その他で、面積は 137 m<sup>2</sup>です。

申請人は市内下真倉の方で、売買による所有権移転の案件です。

転用の事由及び施設は、隣接地に居住しているが、近隣に住む両親に子供の面倒を見てもらうにあたり、駐車場がないので駐車場 2 台分。また、荷物が増えてきて室内が狭くなつたので物置 7.6 m<sup>2</sup>を設置するとともに、教員である妻の作業スペースを確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であつて、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 3 年 2 月 15 日より工事着手し、令和 3 年 3 月 15 日完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2～5 は同一の申請人なので、一括して説明します。所在地は 布良 東割地 995 番外 4 筆、登記地目、畑、現況地目、その他が面積 39 m<sup>2</sup>、登記地目、現況地目共に畑が 348 m<sup>2</sup>合計面積 387 m<sup>2</sup>です。

このうち、整理番号 2 については、議案第 3 号で説明した計画変更を伴うものです。

申請人は千葉市にお住いの 64 歳の方で、売買による所有権の移転の案件です。

転用の事由及び施設は、申請人は 10 数年前から南房総地域に居住しようと考えていたところ、当該地が気に入ったので整理場号 2 については、隣接地の登記地目、公衆用道路 59 m<sup>2</sup>と併せて駐車場 2 台分を、整理番号 3 から 5 には専用住宅、平屋建て 130.01 m<sup>2</sup>を建設し、居住したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であつて、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 3 年 2 月 15 日から工事着手し、令和 3 年 8 月 15 日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長	説明が終わりました。 整理番号 1 については、宅地拡張し駐車場、物置、作業スペースを建設するための申請になります。
7番委員	7番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
議長	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
8番委員	整理番号 2~5 については、専用住宅及び駐車場建設のための申請になります。
議長	8番委員、ご意見等ございますか。
担当推進員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
議長	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 5 ページから 6 ページ、整理番号 1 から 11 について審議します。そのうち、はじめに整理番号 3 について審議します。
	この案件は、3 番委員に関する案件です。農業委員会法第 31 条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで 3 番委員には退席をお願いします。
	3 番委員退席により、暫時休憩とします。
	(3 番委員退席)

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号 3 所在地は、亀ヶ原 神余田 436 番 地目は田で、面積 2,983 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は亀ヶ原の方です。設定の始期は令和 3 年 2 月 1 日から、終期は令和 13 年 1 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件について、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。  
事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認する者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。  
3 番委員の入室により、暫時休憩とします。

(3 番委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。  
残りの案件について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、笠名 岡 436 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,139 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は玄米 30kg です。貸付者は笠名にお住まいの方、借受者も笠名の方です。設定の始期は令和 3 年 2 月 1 日から、終期は令和 6 年 1 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号 2 所在地は、山本 引田 67 番 地目は田で、面積 1,952 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 180kg です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者も山本の方です。設定の始期は令和 3 年 2 月 1 日から、終期は令和 13 年 1 月 31 日までの 10 年間で、再設定となります。

整理番号 4 所在地は、上真倉 下藤井 2062 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,788 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用賃借権の設定です。

貸付者は鴨川市にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和8年1月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号5 所在地は、上真倉 下藤井 2064番 地目は田で、面積1,001m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は館山にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和8年1月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号6 所在地は、稻 西柵前 554番 外2筆 地目は田で、合計面積6,136m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は米180kgです。貸付者は稻にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和5年10月31日までの2年9ヶ月間で、新規設定となります。

整理番号7 所在地は、湊 作ノ田 550番 地目は田で、面積1,001m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は12,000円です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は神余の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和8年1月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号8 所在地は、安東 壱町田 890番 外2筆 地目は田で、合計面積6,388m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米185kgです。貸付者は安東にお住まいの方、借受者も安東の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和13年1月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号9 所在地は、国分 孝子塚 430番 外1筆 地目は田で、合計面積5,697m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米240kgです。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和8年1月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号10 所在地は、腰越 東 894番 地目は田で、面積2,236m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kgです。貸付者は山本にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和13年1月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号11 所在地は、小原 弁天前 806番 外2筆 地目は田で、合計面積6,939m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は

34,695 円です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年2月1日から、終期は令和13年1月31日までの10年間で、新規設定となります。

以上10案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ござりますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、「議事日程第6 議案第6号買受適格証明願(農地法第3条)による意見の決定について」を議題とします。

資料7ページ、整理番号1について事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 小原 菅ノ入 188 番外 1 筆、登記地目、現況地目共に畠で、合計面積 620 m<sup>2</sup>です。

申請人は山武市にお住いの57歳の方です。

申請事由は、千葉地方裁判所の競売での落札後に所有権移転し、館山市に転居し農業経営規模拡大するためです。

譲受人の労力総数は2人、労力稼働数は2人です。

本議案について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後も耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数が世帯員の中で150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしております、該当しません。

なお、市外の方ですので、耕作地の農業委員会による「農業経営の実態証明」にて確認しております。

また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

以上より、買受適格者であると考えます。

なお、入札後、申請者が売却決定通知書及び農地法第3条申請書を提出した際は、買受適格証明書提出時の営農計画等と異なっていない場合は、速やかに許可書を交付することといたします。

議 長

説明が終わりました。  
質問、意見等ございますか。

(ありませんの声あり。)

質問、意見等ないようでありますので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、適格者であると証明すること及び3条申請があつた場合に「許可」と決定してよろしいか承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可する者全員と認め、「証明する」及び「許可」として決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権の解除について」を議題とします。

資料の8ページ、整理番号1から2について事務局より説明をお願いします。

主任主事

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除したものです。

整理番号1 所在地は 正木 三貫目 1436番、地目は田で、面積2,195m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、機械の故障により、耕作できなくなったためです。

整理番号2 所在地は 正木 三貫目 1420番、地目は田で、面積1,366m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、機械の故障により、耕作できなくなったためです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の9ページから10ページ、整理番号1から11について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

整理番号 1 所在地は 水岡 筒根 1359 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,476 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が水岡の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,380 円です。借受者は北条の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年 4 カ月です。

整理番号 2 所在地は 水岡 筒根 1360 番 地目は田で、面積 815 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が松戸市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 4,075 円です。借受者は北条の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年 4 カ月です。

整理番号 3 所在地は 水岡 筒根 1362 番 地目は田で、面積 2,583 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が八千代市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,915 円です。借受者は北条の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年 4 カ月です。

整理番号 4 所在地は 水岡 筒根 1358 番 地目は田で、面積 1,909 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が薙の方から借り受け、賃貸借権のが設定され、賃料は 9,545 円です。借受者は北条の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日までの約 10 年 4 カ月です。

整理番号 5 所在地は 正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,006 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg です。借受者も正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 7 年 10 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 6 所在地は 那古 塩田 1333 番 地目は畑で、面積 505 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が埼玉県の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 12 月 9 日から令和 12 年 10 月 31 日までの約 9 年 11 カ月です。

整理番号 7 所在地は 那古 塩田 1765 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,361 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が埼玉県の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 20,166 円です。借受者は正木の方です。期

間は、許可公告日の令和2年12月9日から令和12年10月31日までの約9年11カ月です。

整理番号8 所在地は 正木 新作 914番 外1筆 地目は田で、合計面積5,515m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が東京都の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は33,090円です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和2年12月9日から令和12年10月31日までの約9年11カ月です。

整理番号9 所在地は 正木 道免 840番 地目は田で、面積1,346m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は8,076円です。借受者も正木の方です。期間は、許可公告日の令和2年12月9日から令和12年10月31日までの約9年11カ月です。

整理番号10 所在地は 那古 塩田 1343番1 外1筆 地目は畠と田で、合計面積1,265m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者も正木の方です。期間は、許可公告日の令和2年12月9日から令和12年10月31日までの約9年11カ月です。

整理番号11 所在地は 稲 四之坪 1260番 地目は田で、面積3,150m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が船橋市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は10,000円です。借受者は沼の方です。期間は、許可公告日の令和2年12月9日から令和12年10月31日までの約9年11カ月です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、「報告事項第3号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の11ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、稲 奥野 1090番1 外4筆、地目は田で、合計面積7,923m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が耕作しきれないので、農業経営の規模縮小するためとのことです。

整理番号2 所在地は、山本 関谷 404番 外2筆、地目は田で、

合計面積 5,820 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者である公益社団法人 千葉県園芸協会が 2 年間当該農地の貸付け相手を探したもの、見つかる見込みがないと判断したためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

議 長

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号、「農地適正化あっせんの申出について」を議題とします。

資料の 12 ページ、整理番号 1 と 2 について事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 早物 ザンゴ 35 番 8、登記地目は田、現況地目は畠で、面積は 232 m<sup>2</sup>です。

申出者は八千代市にお住まいの方です。

申出理由は、相続したが耕作するよていがないので売却したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 上野原 天神 441 番、地目は田で、面積は 1990 m<sup>2</sup>です。

申出者は札幌市にお住まいの方です。

申出理由は、遠方に居住しており耕作できないため売却したいとのことです。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号 1 については、西岬地区ですが、推進委員が 1 名ですので鈴木義和推進委員と 2 番委員にお願します。

整理番号 2 については、北条地区ですが、推進委員が 1 名ですので、青木推進委員と 6 番委員にお願します。

なにか、不明な点はありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。

つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願ひします。

主幹 2月の総会日程について、次回は2月5日（金）を予定しています。  
場所は、本館2階会議室で行います。

議長 以上で、第1回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉会

17時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 脇田 安保

館山市農業委員会委員 石井 康博

館山市農業委員会委員 安西 純夫

